令和２年度決算に基づく

いわき市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

いわき市監査委員

３ 監 第 ４２号
令和３年８月６日

いわき市長　清水　敏男　様

いわき市監査委員　　小　野　益　生

同　　佐　藤　　博

同　　蛭　田　源　治

同　　上　壁　　充

令和２年度決算に基づくいわき市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定により審査に付された令和２年度決算に基づくいわき市健全化判断比率及び資金不足比率についていわき市監査基準に基づき審査しましたので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

目　　次

第１　審査の対象 …… 1
第２　審査の期間 …… 1
第３　審査の手続 …… 1
　１　審査の主な着眼点 …… 1
　２　審査の方法 …… 1
第４　審査の結果 …… 1
　１　健全化判断比率 …… 1
　２　資金不足比率 …… 2
第５　各比率の概要 …… 2
　１　健全化判断比率 …… 2
　　⑴　実質赤字比率 …… 2
　　⑵　連結実質赤字比率 …… 2
　　⑶　実質公債費比率 …… 3
　　⑷　将来負担比率 …… 3
　２　資金不足比率 …… 4
　　⑴　水道事業会計（法適用企業） …… 4
　　⑵　病院事業会計（法適用企業） …… 4
　　⑶　下水道事業会計（法適用企業） …… 4
　　⑷　地域汚水処理事業会計（法適用企業） …… 4
　　⑸　農業集落排水事業会計（法適用企業） …… 5
　　⑹　卸売市場事業特別会計（法非適用企業） …… 5
第６　まとめ …… 5

◇　参考資料
　　各比率の対象範囲 …… 6

第１　審査の対象

令和２年度いわき市一般会計、特別会計（財産区特別会計を除く。）及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

第２　審査の期間

令和３年６月30日から同年８月４日まで

第３　審査の手続

１　審査の主な着眼点

審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が所定の算定様式に記入された数値に基づき算定されているかの確認並びに各欄に記入された額や数値の正確性の検証を主眼とした。

２　審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書等関係書類との照合及び関係者からの聴取などの方法により実施した。

第４　審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

１　健全化判断比率

区　　分	令和２年度	令和元年度	平成30年度	中核市	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	－	11.25%
連結実質赤字比率	－	－	－	－	16.25%
実質公債費比率	7.2%	7.0%	7.9%	6.0%	25.0%
将来負担比率	9.4%	22.3%	17.4%	46.0%	350.0%

※１　「－」は、実質赤字額又は連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

※２　「中核市」の欄に掲げた数値は、令和元年度末現在の中核市58市の平均値であり、比率が表示されない市については比率を0%とみなして算定している。

２　資金不足比率

区　　分	令和２年度	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
水　道　事　業　会　計	－	－	－	20.0％
病　院　事　業　会　計	－	－	－	
下　水　道　事　業　会　計	－	－	－	
地域汚水処理事業会計	－	－	－	
農業集落排水事業会計	－	－	－	
卸売市場事業特別会計	－	－	－	

※　「－」は、資金の不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

第５　各比率の概要

１　健全化判断比率

⑴　実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計と２つの特別会計を合計した一般会計等（６ページ参照）における歳入歳出差引額は73億9,282万8千円で、当該金額から翌年度へ繰り越すべき財源29億498万7千円を差し引いた実質収支額は44億8,784万1千円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

⑵　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等及び公営事業会計における実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等及び公営事業会計（６ページ参照）の実質収支額等を合計した額は279億1,659万9千円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

⑶　実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（平成30年度から令和２年度までの単年度比率を平均したもの）であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \underbrace{\frac{\left[\begin{array}{c}\text{元利償還金}\\ + \\ \text{準元利償還金}\end{array}\right] - \left[\begin{array}{c}\text{償還のための特定財源}\\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金}\\ \text{に係る基準財政需要額算入額}\end{array}\right]}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{c}\text{元利償還金・準元利償還金}\\ \text{に係る基準財政需要額算入額}\end{array}}}_{\text{平成30年度、令和元年度、令和２年度の各単年度比率の平均}} \times 100$$

一般会計等における平成30年度から令和２年度までの３箇年平均による実質公債費比率は7.2％であり、前年度の平均値7.0％と比較して0.2ポイント上昇している。

単年度での比率は、平成30年度が約7.2％、令和元年度が約6.6％、令和２年度が約8.1％となっている。

⑷　将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{c}\text{充当可能特定財源＋充当可能基金}\\ + \text{地方債現在高等に係る}\\ \text{基準財政需要額算入見込額}\end{array}\right]}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{c}\text{元利償還金・準元利償還金}\\ \text{に係る基準財政需要額算入額}\end{array}} \times 100$$

一般会計等における将来負担比率は9.4％であり、前年度の22.3％と比較して12.9ポイント低下している。

これは、主に財政調整基金等の充当可能基金及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の増により、当該将来負担額から控除される額が増となったことによるものである。

2　資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額^{※1}}{事業の規模_{※2}} \times 100$$

※１　資金の不足額

・法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債（以下「算入地方債」という。）の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額*

・法非適用企業＝（歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額*

＊　解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生ずる資金の不足額がある場合等において、資金の不足額から控除する一定の額

※２　事業の規模

・法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

・法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

⑴　水道事業会計（法適用企業）

流動資産の額124億6,558万3千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額33億572万5千円を91億5,985万8千円上回っているため、資金の不足額は生じていない。

⑵　病院事業会計（法適用企業）

流動資産の額152億6,660万5千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額40億9,554万9千円を111億7,105万6千円上回っているため、資金の不足額は生じていない。

⑶　下水道事業会計（法適用企業）

流動資産の額31億8,744万3千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額21億648万8千円を10億8,095万5千円上回っているため、資金の不足額は生じていない。

⑷　地域汚水処理事業会計（法適用企業）

流動資産の額4億8,668万6千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額1,257万5千円を4億7,411万1千円上回っているため、資金の不足額は生じていない。

⑸　農業集落排水事業会計（法適用企業）

流動資産の額6,720万8千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額5,452万4千円を1,268万4千円上回っているため、資金の不足額は生じていない。

⑹　卸売市場事業特別会計（法非適用企業）

歳入額3億4,273万6千円が歳出額及び算入地方債の現在高の合計額3億8,520万3千円を4,246万7千円下回っているものの、解消可能資金不足額4,246万7千円があることにより、資金の不足額は生じていない。

第６　まとめ

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算出されず、実質公債費比率及び将来負担比率が早期健全化基準を下回るものとなっている。また、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金の不足額が生じないことから算出されない。

人口減少が進む情勢の中で、新たに策定された「いわき市まちづくりの基本方針」のもと、将来にわたり持続可能な財政運営を行うために、常に財政状況全般を見渡し対応する必要があるが、今後も財政指標等について的確に分析・評価しながら、効率的かつ効果的な行財政運営につなげるよう望むものである。

【参考資料】

○　各比率の対象範囲

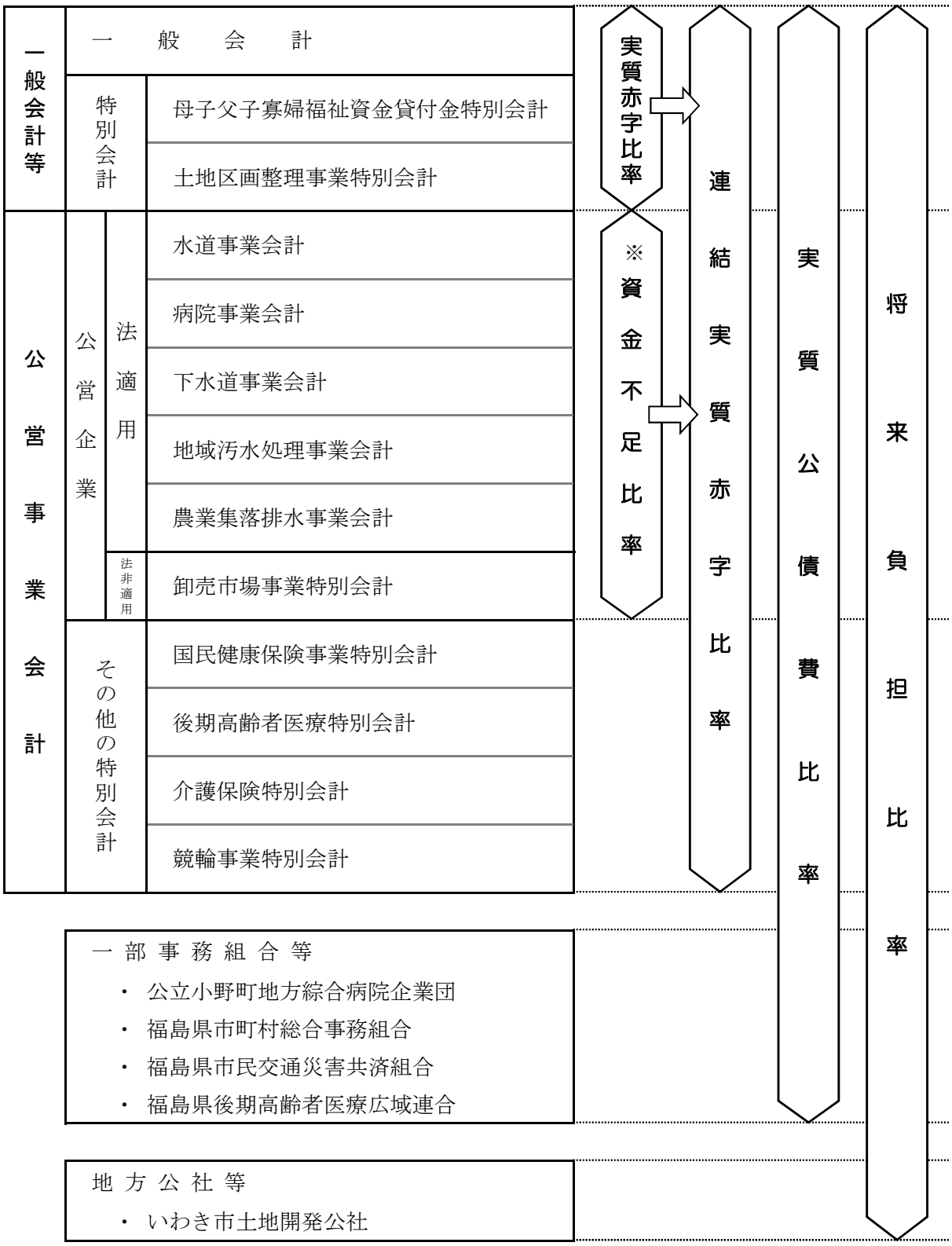

※　資金不足比率は、会計ごとに算定